

官業民営化等WGヒアリング調査票（許認可等に係る審査・検査・検定・資格試験等）

（所管省庁名：経済産業省）

1.名称	採石業務管理者試験
2.根拠法令	採石法第32条の13
3.実施主体	都道府県
4.従事者数	各都道府県とも本試験のための専任職員はならず、業務量としては、採石担当者の1/10程度
5.予算額	615万円（16年度。都道府県採石法連絡協議会から骨材資源工学会への試験問題作成についての委託契約額）
6.事業の内容	岩石の採取に伴う災害の防止のため岩石採取場に置く業務管理者について、その適性を判断するための試験を行うもの。
7.民間移管の 具体的内容	試験問題の作成は、都道府県採石法連絡協議会から骨材資源工学会に委託している。骨材資源工学会では、法令問題の作成は都道府県職員で構成する法令部会で、また、技術問題の作成は、大学教授等の学識経験者で構成する技術部会でそれぞれ行っている。また、作成された問題及び解答を、原稿として仕上げている。
8.更なる民間開放 についての見解	別紙参照

採石業務管理者試験における民間開放の可能性について

平成16年9月
資源エネルギー庁鉱物資源課

- 1．採石法に定める許認可事務の大部分は平成11年度の地方分権一括法の制定により、都道府県の自治事務となっており、都道府県知事が責任を持って採石法の運用を行っている。昭和46年に創設された採石業務管理者試験も、現在は都道府県の自治事務として位置づけられており、都道府県採石法連絡協議会を設置して都道府県が協力して効率的に試験を実施している。
- 2．都道府県が試験を実施することにより、全ての都道府県において毎年受験機会を設け、安価な試験場の確保、安価な試験事務の提供、安価な受験料を可能とし、受験者の負担の軽減を実現している。このように、都道府県が本試験を実施していることにより、最も合理的に試験の実施が可能になっている。
- 3．試験問題（法規）の作成過程においては、採石法の十分な理解、近時の採石業における課題の十分な把握等が不可欠であり、また、業務管理者は災害発生時の原因調査、対策実施等責任を負う等、防災に関する知見も必要であるため、これらに精通した都道府県の関与が必要不可欠である。従って、本試験の実施を都道府県に制限していることにより、最も適切な試験問題の作成が行われていると考えている。一方、仮に本試験を民間開放した場合でも試験問題作成過程への都道府県の関与が不可欠である。現在の問題作成においても、試験委員会の運営及び事務処理、試験問題原稿及び解答原稿の作成は既に民間に委託しており、効率化を図っているが、法令試験の作成には都道府県職員を当てているところ。
- 4．採石法の十分な理解、採石業における法的・技術的課題の把握に関して、実際に採石業の実態把握、採石法の運用を日常業務として行っている都道府県職員以外に適切な民間組織はないと考えられ、たとえ何らかのマニュアル、ガイドラインを作成しても、試験内容の適切な水準の確保は困難と考えられる。
- 5．以上、本試験の実施を都道府県に制限していることは、合理的かつ適切であると考えられるが、問題の作成以外にも受験申し込み手続、答案用紙の印刷、試験当日における試験の実施等について民間開放することは可能ではある。しかし、この場合、都道府県の採石法担当部署が通常業務の範囲で行っている業務の外注となるためコスト増加による受験者負担の増加の可能性が高いことに留意する必要があると考えられる。

採石業務管理者試験の事務手続き

1. 採石業務管理者の役割

岩石採取場における災害防止に必要な監督、教育の実施等を行う
(業務管理者を置かない事務所は都道府県の登録を受けられない)

2. 採石法における採石業務管理者試験の主な規定

業務管理者試験は都道府県知事が行う

〔採石法第32条の13〕

都道府県知事は合格者に合格証を交付する

〔採石法施行規則第8条の10〕

3. 採石業務管理者試験のフロー

都道府県採石法連絡協議会が、試験問題作成を骨材資源工学会に委託

都道府県職員、学識経験者
で委員会を構成し問題を作成
原稿を都道府県に送付
(骨材資源工学会)

都道府県は公報
にて受験者を募集
(受験料8000円)

受験者数

12年度 2509人

13年度 2112人

14年度 1967人

15年度 1650人

都道府県で必要部数を作成

受験者の地域的ばらつき

15年度 千葉県 2名

沖縄県 1名

岐阜県 89名

各都道府県で一斉に試験を実施

合格者への合格証の交付

過去の合格者名簿は
合格証を交付した
知事が管理

全国の採石場において
災害防止の業務等に従事
業務管理者の職務・採取計画の作成等、
災害防止の監督・教育、帳簿の記載・報告の監督、
災害発生時の原因調査・対策実施

各採石業者は知事に採石業の登録を行う際に
業務管理者の氏名を記載

登録

採取計画の作成、知事への認可申請

認可

採取開始

採石業務管理者試験創設の経緯等

昭和46年に採石法の一部を改正し、採石業者が採石災害防止のために、自主的な管理体制を促進するという目的で、業務管理者制度を創設した。

昭和47年度に第1回の試験が実施され、直近の平成15年度(32回)までに、120,812人が受験し、39,931人が合格(合格率33%)。

第1回の受験者数は、約1万9千人、第5回から約4千人、ここ10年間の受験者数は約2千5百人から約1千6百人で推移。

平成15年度の受験者数は、1,650人(47都道府県平均35人：最大・岐阜県89人～和歌山県5人、千葉県2人、沖縄県1人)

(その他参考事項)

○平成14年の採石業者数等

採石業者数： 3,373

採取場数： 3,944

従業員数：31,131人

岩石採取量：5億6千万トン

○平成11年の地方分権一括法制定により、各都道府県が昭和46年から「機関委任事務」として実施していた採石法の事務は、平成12年4月から各都道府県の自治事務として位置付けられたことから、業務管理者試験は各都道府県知事が実施。

○最近の採石場災害の発生状況(平成14年、全国)

合計25件

内訳：汚濁水の流出 11件

土地の崩壊、流出 6件

土地の陥没、亀裂 6件

粉じん、騒音 各1件

業務管理者に係る法規抜粋

○ 採石法 (昭和二十五年十二月二十日)(法律第二百九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(業務管理者の義務等)

第三十二条の十二 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行なわなければならない。

2 岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(業務管理者試験等)

第三十二条の十三 業務管理者試験は、岩石の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について都道府県知事が行なう。

○ 採石法施行規則(昭和二十六年一月三十一日)(通商産業省令第六号)

(業務管理者の職務)

第八条の六 法第三十二条の十二第一項の経済産業省令で定める業務管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 岩石採取場において、認可採取計画に従つて岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督すること。
- 三 岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行うこと。
- 四 法第三十四条の二の帳簿の記載及び法第四十二条の報告について監督すること。
- 五 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

(業務管理者試験)

第八条の七 業務管理者試験は、毎年少なくとも一回実施するものとし、当該業務管理者試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で公告しなければならない。

(試験科目等)

第八条の八 業務管理者試験は、筆記による試験とし、当該試験においては、次に掲げる事項ごとに定める合格基準のいずれにも適合しているときは、合格とする。

- 一 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令を含む。)
- 二 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

(受験手続)

第八条の九 業務管理者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真(手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの)を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(合格証)

第八条の十 都道府県知事は、業務管理者試験に合格した者に対し、様式第十一による合格証を交付するものとする。